



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

vol.19
2023

公益社団法人 日本仲裁人協会 理事長/岡田春夫 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館内
TEL 03 (3580) 9870 FAX 03 (3580) 9899 <http://arbitrators.jp/>
発行責任者/事務局長・飛松純一 編集責任者/事務局次長・川崎勝暉

ODRに関する国際的なルール整備 ～UNCITRAL・APEC・ISO～

立教大学教授 弁護士 早川 吉尚

Online Dispute Resolution (ODR) の現代における有用性については、もはや述べる必要すらないであろう。ただ、民間主導で様々な分野で広く活用がなされている米国、オンライン消費者紛争のために活用が広がっているEU諸国とは異なり、それ以外の国々における活用のスピードはそれほど速くはない。そのことは、2019年の「成長戦略フォローアップ」にODR活用の必要性が明記されながらも、実務での導入が遅々としているわが国においても同様である。

そこで、以下にみるような様々な国際機関が、モデルODR規則等を策定し、それを採用することで（新興国でも）ODRサービスを簡単に提供できるような環境整備を進めている。

その先鞭をつけたのは、国連のUNCITRALであり、2010年にODR Working Groupが設立され、2016年まで12回の会合が重ねられた。そこでは、第一段階としてnegotiation、第二段階としてneutralによるsettlement facilitation (mediation)、第三段階としてneutralによる「判断」による解決が図られる三層モデルを基本とする点に合意がなされた。しかし、かかる第三段階の「判断」の法的性質を巡って米国勢とEU勢が激しく対立し、結果、モデルODR規則の採択までには至らなかった。

その後EUは、独自に制定したODR Regulationの下、域内でのODR活用を進めていったが、それ以外の国々は国際的なルール整備の場すら奪われる状況となった。そこで、2017年以降、APECの場において、UNCITRALでの議論の蓄積を踏まえる形でODRに関するルール整備作業が続けられることとなった。結果、APEC域内でのODR推進プロジェクトとしてのFramework for ODRが採択され、また、UNCITRALでのドラフトを活用してモデルODR規則も採択されている。同モデル規則は、ODRの技術システム提供企業が依拠できる標準としても働いており、結果、同モデル規則を採択し、同モデル規則に依拠した技術システム提供企業と契約すれば、誰でも簡単にODRサービスを提供できるようになった（同規則を採用した各国（日本も含む）のODR機関はAPECのウェブサイトに掲示されている）。

もっとも、APECは地域的な連合体であり、国連のような世界的な広がりはない。そこで、2019年以降、ISO（国際標準化機構）において、APECモデルODR規則等をベースにODRに関する世界標準規格の策定作業も進められている。将来的には、ODRに関するISO規格を採用・遵守しているODR機関やそちらに紛争解決を任せた電子商取引業者のISOマーク取得を可能とする構想もあり、環境整備作業は着実に進んでいる。

京都国際調停センター (JIMC) センター長就任のご挨拶

京都国際調停センター センター長 手塚 裕之

このたび、京都国際調停センター（JIMC）センター長に就任致しました。日本では、仲裁法改正に向けた立法作業とともに、シンガポール国際調停条約への加入を見据えた調停和解合意への執行力付与法制整備作業が進められています。世界的に見ても、主要な国際仲裁機関による仲裁に関連する mediation の活用に向けた規則改正等、国際ビジネス紛争の解決における調停の役割を再認識する動きが進んでいます。シンガポール、中国、韓国などアジア諸国においても、国際調停が益々注目されてきています。

このような中、日本初の国際調停専門センターとして発足した JIMC が、内外の仲裁・調停機関や政府関係者、企業関係者の皆様との連携を強化し、仲裁手続と関連する mediation 等を含めた国際調停の活用に一層貢献できるよう、微力を尽くす所存です。



京都国際調停センター 創設4周年記念セミナー開催の報告

京都国際調停センター 事務局長 林 依利子

2022年7月に京都国際調停センター（JIMC）の事務局長に就任した林依利子です。JIMCの立上げに多大な貢献をされた西原和彦前事務局長の後任として、また、本年1月発足の手塚裕之センター長、茂木鉄平副センター長の新執行部の一員として、JIMCがさらなる飛躍を遂げることができるよう尽力して参る所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は、私が事務局長に就任して以来、はじめての大きなイベントとして関与させていただいた、2022年11月21日開催の京都国際調停センター創設4周年記念セミナー「模擬調停の実演と解説」について報告させていただきます。本セミナーは、新型コロナウィルスの発生後、初の本格的な対面実施形式のセミナーとして、同志社大学の今出川キャンパスの教室で開催されると同時に、Zoomウェビナーでも配信されました。

まず、基調報告として、JIMC-SIMCのジョイントプロトコルの第一号案件の共同調停人として同案件を解決に導いた高取芳宏会員と Gregory Vijayendran 氏（オンライン参加）が、国際調停に関する解説を行いました。

続いて、模擬調停においては、シンガポール国際調停センター



(SIMC) のCEOであるChuan Wee Meng氏と高取芳宏会員が共同調停人の役を、坂本由美会員と小池未来会員が当事者役を、James Claxton会員と川島裕理会員が代理人役をそれぞれ務め、日中の当事者間における不動産建築プロジェクトに関する仮想の紛争事例について臨場感とリアリティのあるライブの調停ロールプレイが実施されました。また、調停ロールプレイの各段階において、SIMCのセンター長であるGeorge Lim氏が実務的な解説とコメントを行い、参加者からも活発に質問が出され、インタラクティブなディスカッションも行われました。



セミナー後はキャンパス内の飲食施設に場所を移してレセプションが行われ、久しぶりに対面での交流に花を咲かせました。

本年はJIMC創設5周年にあたります。5周年の節目の年にJIMCがより充実した活動を行うことができるよう尽力して参りたいと思います。

日本国際紛争解決センターの2022年度を振り返って

日本国際紛争解決センター副理事長 弁護士 池田 紗子

日本国際紛争解決センター（JIDRC）は、2020年3月末に開設した東京施設が、実質的に3年目に入ることとなった。新型コロナ感染症がこの夏までは特に深刻な状況であり、日本への入国制限もあって、日本でリアルの仲裁審問が容易に行える状況ではなかった。また、世の中の流れと同様、オンラインでの仲裁審問が非常に一般的になり、国をまたいでの仲裁審問のために東京施設が利用されることも多くなった。すなわち、仲裁人らが海外に所在して、証人だけが日本の施設にいて審問に応じる、といった例である。東京施設において、証人が他者の影響を受けたり、何かを見ながら審問に応じるといったことがないよう、施設側でこれらの適正性を確認する仕組みも整えられており、有料で利用できる。逆に、仲裁人らが日本に所在し、証人らが海外ということもある。東京施設はオンライン会議に関し、回線状況やテクニカルスタッフが充実しており、利用者から好評である。仲裁審問以外の会議等の有償利用も可能であり、JAA会員の皆様にもぜひ有効活用していただきたい。

仲裁振興事業に関し、JIDRCは、今年度も活発に多くの研修、シンポジウム等の主催、共催、後援等を行った。

仲裁及び調停に関わる法制の改正動向

日本仲裁人協会 理事 井上 葵

法制審議会仲裁法制部会は、2021年10月8日開催の第13回会議において「仲裁法の改正に関する要綱案」をとりまとめ、2022年2月4日開催の第18回会議において「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」を決定した。これらの要綱案は、いずれもその後開催された法制審議会総会に報告され、法務大臣に答申された。今後順調に進めば2023年中に仲裁法の改正並びに調停に関す

る新法の制定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（いわゆる「ADR法」）の改正が実現すると見込まれる。

仲裁法の改正は、主にUNCITRALの2006年改正モデル仲裁法の内容を反映したアップデート（暫定保全措置命令の執行等に関する規定の新設を含む）を行うものである。また、調停に関する新法の制定及びADR法の改正は、主に国連における「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（現時点で日本は未加盟）の採択をふまえて、国際調停による和解合意及びわが国における認証紛争解決手続において成立した和解合意について、裁判所が執行拒否事由の有無（合意の内容が日本の公序に反しないか等）を審査し、決定で執行力を付与する旨の規律を整備するものとなっている。これらはいずれもわが国における仲裁・調停のさらなる活性化に資するものであり、早期の実現が期待される。

国際仲裁における米国ディスカバリーの利用の可否に関する米国連邦最高裁判所判決

西村あさひ法律事務所 弁護士（日本及びニューヨーク州） FCIArb 弘中 聰浩

米国には、「外国又は国際法廷(a foreign or international tribunal)における手続」で使用する証拠の収集のために、米国のディスカバリーを利用させることを認める28U.S.C.1782条(以下「USC1782条」という。)という制度がある。米国連邦最高裁判所は、昨年6月13日、2件を併合審理したZF Automotive US v. Luxshare事件において、USC1782条は、米国外で行われる国際商事仲裁及び(一定の場合の)投資協定仲裁のための証拠収集には使うことができないと判断した。

最高裁によれば、USC1782条の「tribunal」という言葉には政府又は主権国家といった潜在的な意味があること等から、「foreign tribunal」は、他国に帰属する法廷と解釈されたとした。また、最高裁は、「international tribunal」とは、2以上の国家が紛争を判断する公的な権力を法廷に与える場合を指すとした。最高裁は、これらの理由から、「外国又は国際法廷」とは政府又は政府間のものを指し、私的な判断主体はこれに含まれないとした。そして、ドイツ仲裁協会(DIS)における2社間の仲裁手続は、政府のものには当たらないとしてUSC1782条の適用を否定した。また、ロシアの投資家によるリトアニアに対する二国間投資協定による投資協定仲裁についても、当該当事者が選択したアドホック仲裁の仲裁廷は予め存在する仲裁機関ではなく、また、関連する2国のいずれとも関連せずに独立して機能することとされていたとして、USC1782条の適用を否定した。

当事者が仲裁手続に合意する動機の1つは、広範な証拠開示手続を回避することであるが、仲裁手続にUSC1782条が適用されると、このような当事者の期待が裏切られることになる。本判決の結論によればこのような結果は回避される。

本判決の論旨によれば、例えばICSID条約に基づく投資協定仲裁については、USC1782条の適用の余地もあった。しかし、ニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所は、昨年10月27日、ICSID条約に基づく投資協定仲裁に関しても、Alpene v. Malta事件において、USC1782条の適用を否定した。

オンライン審問の現在、そして近未来

日本商事仲裁協会 仲裁調停課長 小川 新志

1. 「日常の風景」となったオンライン審問

2020年4月初旬に日本においてコロナ蔓延に伴う緊急事態宣言が出される前においても、JCAA仲裁で審問をオンラインで開催する案件はあった。しかし、これは、審問会場に証人が出席できないことが判明した場合などの個別の事情に応じた例外的な取扱いという位置づけであった。

現在、審問の開催方式は、仲裁廷成立後の最初の手続会合におけるアジェンダのレギュラー入りを果たすまでになっている。オンライン審問の可能性を手続の初期の段階で協議することは、もはや日常化している。

2. オンライン審問のリアル

仲裁人や当事者のニーズに応じて、また、急な状況の変化が生じた場合にも、オンラインであれば、適切なサポートを得ることで、柔軟・迅速に審問を開催することが可能になる。

前者のニーズに関する例として、緊急仲裁における活用がある。緊急仲裁のように審理スケジュールが極めてタイトな手続において、緊急仲裁人が審問を必要と考えた場合、特に緊急仲裁人と当事者代理人の所在地が異なる場合でも、オンラインであれば開催の可能性が見えてくる。JCAAの緊急仲裁における実際のケースでは、JCAAが、①審問翌日にtranscriptを完成させるための外部業者の手配・調整、②仲裁人と当事者の事前の接続テスト、③審問当日のオンライン会議のホストの全てを担った。結果、緊急仲裁人選任から約1週間後、午後7時から3時間の審問を低成本で開催。緊急仲裁人の決定は、JCAA規則どおり、その選任から2週間の期限内に下された。

後者の急な状況変化に関するJCAAの実際のケースとして、審問初日の3日前に、尋問を行う代理人が急遽、審問会場に出席できなくなる状況に陥った例がある。代理人が自宅から遠隔で、JIDRC審問室にいる証人に尋問をするための会場の各種設定（証人や会場を映すカメラの切り替え等を含む）が急遽必要になったが、会場手配を担ったJCAA事務局とJIDRC会場・技術担当との、従前からのノウハウの蓄積・共有に基づく瞬時の連携により、特段の支障なく審問を終えた。

3. すべては、ここから始まる？

日本への渡航規制が緩和されている現在、仲裁人全員が日本国外にいるような大型事件で、コロナ前と同様に日本における物理的な審問の開催を予定する現象がいくつか見られる一方、小・中規模案件の事件では、仲裁人や代理人が日本国内にいても、オンラインが引き続き活用される例も目立つ。物理的な審問の開催も選択肢としてより現実味を帯びてくる中、ステージは次の段階、つまり、真に個々の事案や当事者のニーズに応じてオンライン会議やデジタル技術を意識的に活用する段階に来ている。鍵を握るのは、当事者や仲裁人の柔軟で自由な発想。歴史を振り返ったときに、「この時が仲裁手続のDXの萌芽だった」と言われることになるかどうかは、知る由もないが。

CIArbとの共同による資格認定講座開始の報告

日本仲裁人協会常務理事 英国仲裁人協会日本支部共同代表 高取 芳宏

昨年から、法務省の正式な支援を受け、世界最大のADR 資格認定・研修機関 Chartered Institute of Arbitrators (CIArb) (英国仲裁人協会) の資格認定コースが、日本仲裁人協会 (JAA) 及び日本国際紛争解決センター (JIDRC) が共同スポンサーとなって、実施開始されました。本資格認定コースは、我が国において国際仲裁を担う人材の育成を意図するもので、毎年継続的に開催することを予定しています。昨年3月には初級コース、7月には中級コースを開催しました。それぞれ前月にはCIArb.日本支部と協力してプレコースも実施し、本資格認定コースの目的と内容についての解説を行い、各コースは募集の翌日には定員が埋まってしまうという盛況ぶりで、多くの若手実務家に加え、ベテランの仲裁人や学者も参加されました。上級コースについては、来年以降に開催することを目指していますが、上級用のプレコースも来年の開催を予定しています。コロナ禍のため、プレコース及び初級コースはオンラインで開催しましたが、中級コースについては、CIArb.日本支部の認定講師陣と、香港に所在するCIArb.東アジア支部から講師陣をオンラインで接続する形のハイブリッドで開催し、口頭での査定を含む双方向の講座を実施しました。担当講師は、国際水準のプロセスを経て認定を取得する必要があり、現在は、外国の認定講師の助力を得て実施していますが、日本における認定講師も養成拡充し、将来的には、日本単独でもコースを実施できることを目指しています。

研究委員会の活動報告

日本仲裁人協会研究委員会 委員長 土門 駿介

1 研究事業

研究委員会は、2022年度の研究事業として合計8回の研究会を開催しました。具体的には、「仙台弁護士会のリモートADR・コロナADR」、「海事仲裁の世界（英國、シンガポール、日本を中心に）」、「『要保護者』のドーピング陽性反応と暫定的資格停止 -IOC, WADA & ISU v. RUSADA, Kamila Valieva & ROC-」、「ODR推進検討会に関するご報告」、「国際商事仲裁における強行的適用法規の取扱い」、「Consumer ODR in the EU」、「C.I.Arbitrationによる研修・認定コースにおける講師認定システムに関するご報告」、「仲裁と汚職—フランスにおける最近の動向」といった国内外における仲裁・ADRに関するテーマについて、活発な報告・検討が行われました。2023年度も、仲裁・ADRに関する議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究委員会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及びADRの普及・啓発を図る」という目的の活動の一環として、当協会の研究会の成果を「仲裁・ADRフォーラム (Arbitration & ADR Forum)」と題する紀要にまとめ、継続的に出版しております。

現在、次号（第8号）の出版に向けて原稿のとりまとめ等を行っており、2023年度前半に出版できる見込みです。

関西支部便り

日本仲裁人協会 関西支部事務局長 高瀬 朋子

令和4年12月の支部役員会を経て、関西支部事務局長として新たに就任いたしました。前任の豊島前事務局長を手本として、児玉実史支部長および西原和彦事務局長代行とともに、JAA関西支部の活動に貢献したいと思っております。よろしくお願ひ致します。

日本仲裁人協会 副支部長 豊島 ひろ江

関西支部は、令和4年度には、10月24日にベトナム仲裁セミナー「VIAC仲裁の主要な実務を理解する」、12月15日にSHIACの協力を得て「日中仲裁セミナー」を開催し、JCAAとはオンライン共同勉強会を行うなど外部機関との交流も活発に行い、合計6回の役員会では仲裁振興のための活発な意見交換も行いました。関西支部事務局長として充実した活動を維持できたのは支部会員の多大なるご協力のお陰に他なりません。心より御礼申し上げるとともに、高瀬新事務局長のもと、引き続きご支援ご協力を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。



昨年10月24日のベトナム仲裁セミナーではDang Viet Anh弁護士に来日頂き、初のハイブリッド開催を行いました。若手が活躍し、久しぶりの懇親会は盛り上がりいました。

中部支部便り

「国際仲裁・調停セミナー～国際仲裁・調停に巻き込まれたら～」

日本仲裁人協会 常務理事 中部支部長 田邊 正紀

2022年10月11日、日弁連が主催するセミナーを後援する形で、仲裁実務に造詣の深い3名の講師をお招きし、パネルディスカッション形式で「国際仲裁・調停セミナー～国際仲裁・調停に巻き込まれたら～」を開催しました。

企業が国際取引紛争に巻き込まれたときに、最初に相談を受けるのは顧問弁護士です。そして、仲裁事件の経験豊富な弁護士に案件を取り次いだ後も、当該企業のことをよく知る顧問弁護士は、仲裁を担当する弁護士と二人三脚で事件に携わっていくことが求められます。そこで、今回は「顧問先企業が仲裁事件に巻き込まれたときのために顧問弁護士が知っておくべき知識と取るべき対応」という視点で、これまでよりも一歩踏み込んで、実際の案件の進行に沿って仲裁の具体的な手続を解説いただきました。この研修を通じて、顧問先が国際仲裁を申し立てられた際にも、自信をもってこれから始まる手続の説明を顧問先にできるようになった方も多いと思います。オンライン開催であったこともあり、全国から延べ145名の方に参加いただき、大盛況のセミナーとなりました。



日本仲裁人協会の歩み

※役職、肩書きは当時のもの

2022年

- 1月 14日: 研究委員会研究講座「仙台弁護士会のリモートADR・コロナADR」
報告者: 阿部弘樹弁護士、中田孝司弁護士、木原知弁護士、伊藤今日平弁護士、竹内豊弁護士、宮本洋一弁護士(いずれも仙台弁護士会)
- 1月 24日: 研究委員会研究講座
「海事仲裁の世界(英国、シンガポール、日本を中心に)」
報告者: 山口修司会員(日本海運集会所、日本商事仲裁協会(JCAA)、Singapore Chamber of Maritime Arbitration仲裁人)
- 2月 22日: 法務省・経産省・日本国際紛争解決センター(JIDRC)・日本商事仲裁協会(JCAA)共催「国際仲裁ウェビナー～微笑みとともにある紛争解決～(話し合い・調停・仲裁)」後援
- 2月24日・25日: SIAC主催
「Arbitration 101 Understanding the International Arbitration Legal Framework (Virtual Edition)」後援
- 2月24日・3月12日: 研修事業「国際仲裁資格認定(入門コース)及び無料プレコース」
- 3月 8日: 日本弁護士連合会主催「国際仲裁・調停セミナー」後援
- 3月14日～18日: カリフォルニア州弁護士協会
「California International Arbitration Week」無償スポンサー
- 3月 17日: JAA定期総会
- 3月 17日: 「仲裁の日」記念行事セミナー
基調講演: 手塚裕之会員(副理事長/弁護士)
講演: Swee Yen Koh, SC (Vice-Chair of IPBA Dispute Resolution and Arbitration Committee)、Gabrielle Nater-Bass (Board Member of the Swiss Arbitration Centre)
パネルディスカッション: 山本和彦氏(一橋大学大学院法学研究科教授)、出井直樹会員(理事/弁護士)、高畑正子氏(株式会社インダストリアル・ディシジョンズGeneral Counsel)
- 3月22日・23日: SIAC主催
「Investment Arbitration 101 A Primer (Virtual Edition)」後援
- 3月24日～27日: 同志社大学主催「FDI Mediation Moot」JAA・JIMC後援
- 3月 28日: 研究委員会研究講座「『要保護者』のドーピング陽性反応と暫定的資格停止-IOC, WADA & ISU v. RUSADA, Kamila Valieva & ROC-」
報告者: 早川吉尚会員(理事/立教大学教授/弁護士/スポーツ仲裁裁判所仲裁人/日本アンチドーピング規律パネル委員長)
- 3月 28日: 日本弁護士連合会主催「国際仲裁・調停セミナー」後援
- 4月 27日: SIAC主催
「Practicum on Discovery and Document Production in International Arbitration (Virtual Edition)」後援
- 5月 11日: 日本国際紛争解決センター(JIDRC)主催ウェビナー「オンライン審問・調停の実務とノウハウ」JAA・JIMC後援
- 5月 11日: SIAC主催
「SIAC Academy Specialist Arbitration Series Part1 Construction Arbitrations」後援
- 5月 19日: 研究委員会研究講座「ODR推進検討会に関するご報告」
報告者: 渡邊真由氏(立教大学特任准教授/日本ODR協会理事/法務省ODR推進検討会委員/マサチューセッツ大学National Center for Technology and Dispute Resolution フェロー)
- 6月 1日: 関西支部企画 仲裁実務ミニ講座「UNCITRALにおける高度技術契約紛

争解決プロトコールの提案報告」

講師: 高取芳宏会員(常務理事/弁護士)

6月13日・7月15日: 研修事業「国際仲裁資格認定(中級コース)及び無料プレコース」

6月 22日: CIAC主催「Delay Issues in Construction Arbitration」後援

7月 6日: SIAC主催

「Specialist Arbitration Series Part2 Energy, Oil & Gas Arbitration」

後援

7月 20日: JIMC・日本商事仲裁協会(JCAA)主催

「商事紛争の円満解決のための「民間調停」の活用とその事例」

～納得のある和解に導く調停人の役割～」

7月 27日: 関西支部企画 仲裁実務ミニ講座「ADRにおける先端的技術の活用」

講師: 早川吉尚会員(理事/弁護士)

7月 28日: 研究委員会研究講座「国際商事仲裁における強行的適用法規の取扱い」

報告者: 橋溝大氏(名古屋大学教授)

8月 29日: SIAC主催「SIAC Symposium 2022」後援

10月 11日: 日本弁護士連合会主催「国際仲裁・調停セミナー」後援

10月 18日: 日本商事仲裁協会(JCAA)主催「ベトナムとの取引に関する国際仲裁の

活用」後援

10月 21日: 研究委員会研究講座「Consumer ODR in the EU」

報告者: Prof. Giorgio Fabio Colombo (Professor of Law,

Nagoya University Graduate School of Law/Director, Research Unit
“Decolonizing Arbitration”, Nagoya University)

10月 24日: 関西支部企画

「ベトナム仲裁セミナー～VIAC仲裁の主要な実務を理解する～」

講演: Dang Viet Anh氏(弁護士)、江口拓哉会員(関西支部副支部長/弁護士)

11月5日・6日・13日・19日・20日:

関西支部・国際家事調停委員会企画「オンライン調停をマスターする英語による国際家事調停人養成Zoomオンライン研修(2022年)」

講師: 尾崎としえ氏(米国調停人)

11月 14日: 研究委員会研究講座「C.I.Arb.による研修・認定コースにおける講師認定システムに関するご報告」

報告者: 高取芳宏会員(常務理事/弁護士/英国仲裁人協会日本支部共同支部長・上級認定仲裁人・国際調停人)

11月 18日: 日本商事仲裁協会(JCAA)主催「国際仲裁の新たな潮流～テクノロジーの活用とインタラクティブ仲裁規則～」後援

11月 21日: JIMC主催 京都国際調停センター創立4周年記念セミナー「模擬国際調停～調停手続の実演と解説～」

解説・報告: 高取芳宏会員(常務理事/弁護士/英国仲裁人協会日本支部共同支部長・上級認定仲裁人・国際調停人)

Gregory Vijayendran氏(弁護士)

12月 15日: 関西支部総会

12月 15日: 関西支部企画「関西支部総会記念 日中仲裁セミナー」

講師: 王唯骏氏(上海国際経済貿易仲裁委員会(SHIAC)事務局長)、申黎氏(中国弁護士、SHIAC仲裁員)、孫善氏(丸紅中国総代表付兼丸紅中国会社法務部長)

モデレーター: 小林和弘会員(関西副支部長/弁護士)

12月 21日: 研究委員会研究講座「仲裁と汚職～フランスにおける最近の動向」

報告者: 金山直樹会員(弁護士/慶應義塾大学法科大学院名誉教授)